

ぐんまコンベンション フォーラム

群馬県主催

コンベンションフォーラムについて

▶群馬県においても、人口減少社会への対応が最大の課題である中、群馬県ではコンベンション施設を核として、地方の拠点づくりを進めようと考えています。そこで、コンベンション施設の意義を理解して頂くためのフォーラムを開催します。

日 時 平成26年11月18日(火)
午後2時～午後4時30分

場 所 エテルナ高崎 2F ヴァンベル
(群馬県高崎市栄町22-30)

その他の 参加費無料 事前予約制(300名)
(※)どなたでもご参加頂けます。



群馬県知事

大澤正明

▶プログラム

14:00	開 会	講師・パネリスト プロフィール詳細 は裏面です！
	第1部 基調講演「コンベンションがもたらす経済効果」	
	経済ジャーナリスト 財部 誠一 氏 【内容】コンベンションがもたらす経済効果や地域の活性化についてご講演いただきます。	
	第2部 パネルディスカッション「コンベンションで群馬はこう変わる」	
	【内容】地元高崎の経済界の代表者や前橋の若手経済人をはじめ、展示会主催会社、会議運営会社の代表者にコンベンションが群馬県で開催されると「このように群馬県が変わる」という議題でディスカッションをしていただきます。	
	<u><パネリスト></u> ◆高崎商工会議所 会頭 原 浩一郎 氏 ◆(公社)前橋青年会議所 理事長 番場 太一 氏 ◆トレードショーオーガナイザーズ(株) 代表取締役会長 田中 洋行 氏 ◆(株)コングレ 代表取締役社長 武内 紀子 氏	
	<u><コーディネーター></u> ◆前橋工科大学 教授 湯沢 昭 氏	
16:30	閉 会	

主催 群馬県 問い合わせ先：群馬県企画部コンベンション推進課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 電話：027-898-2496

第1部 基調講演「コンベンションがもたらす経済効果」

講 師

財部 誠一 氏 経済ジャーナリスト

- 慶應義塾大学法学部卒業後、野村證券に入社。同社退社後、3年間の出版社勤務を経てフリーランスジャーナリストに。国内外の企業取材に定評があり、大企業だけでなく中小企業も積極的に取材している。
- BSイレブンの対談番組「財部誠一の経済深々」、テレビ朝日「報道ステーション」、テレビ東京「未来世紀ジパング」、などTVやラジオでも広く活躍中。
- また、政策シンクタンク「ハーベイロード・ジャパン」を主宰し、取材レポート「ハーベイロード・ウィークリー」では、取材したばかりのレポートを提供、多くの経営者やビジネスマンに好評を得ている。



第2部 パネルディスカッション「コンベンションで群馬はこう変わる」

パネリスト

地元経済界代表

前橋の若手経済人

◆高崎商工会議所

会頭 原 浩一郎 氏

1961年 明治大学商学部卒業後、原(株)入社。
2005年 原(株)代表取締役会長 2007年 高崎商工会議所会頭へ就任。

◆トトレードショー
オーガナイザーズ(株)

代表取締役会長 田中 洋行 氏

2003年 トレードショーオーガナイザーズ(株)を創立。2010年 (株)TSOイノベントを設立し、同社代表取締役としても多くの展示会を開催。

展示会主催会社

会議運営会社

コーディネーター

◆前橋工科大学 教授 湯沢 昭 氏

都市計画、交通計画に関する調査研究活動に取り組み、特に地域における社会資本整備や地域活性化の課題について、調査研究を行う。また、高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会の委員を務める。

◆(公社)前橋青年会議所

理事長 番場 太一 氏

番貞鋼材(株)専務取締役。
2004年 (社)前橋青年会議所入会。2014年1月より現職。

◆(株)コングレ

代表取締役社長 武内 紀子 氏

1990年(株)コングレ設立に参画し、サミットなどの国際会議、イベント、PPP事業、MICE施設・文化施設の企画・運営などに従事。2013年6月より現職。



会場案内図

駐車場(有料)が限られておりますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

ぐんまコンベンションフォーラム 参加申込書

FAX: 027-223-4371

募集期限 11月14日(金)

参加ご希望の方は、下記に記入の上、郵送又はFAXにてお申し込み下さい。
申込受付の連絡等は行いませんが、定員に達した場合は事前にご連絡いたします。

企業名または団体名			
参 加 者 (代 表)	役 職		氏 名
	電話番号		E-MAIL
参 加 者	氏 名		氏 名
	氏 名		氏 名

個人情報の保護について

本申込書にご記入いただきました個人情報は、群馬県からの情報提供及び本事業の円滑な実施並びに分析のために利用します。ご記入いただきました個人情報は、「法令に基づく開示時請求があった場合」、「本人の同意があった場合」、「その他特別の理由がある場合」を除き、第三者には提供いたしません。